

下水道いろいろ質問コーナー

Q1 下水道が使える地域を教えてください。

A1 下水道課に「公共下水道供用開始区域図」を備えておりますので、どうぞご覧ください。
また、土地の所在地(地番)がわかれば、お電話でもお問い合わせが可能です。

Q2 受益者負担金とは何ですか。

A2 公共下水道が整備されますと、下水道が使える人と使えない人との間で不公平が生じます。
この不公平をなくすために、下水道が使える地域の方に下水道建設費用の一部をご負担していただくものです。

Q3 接続するためには、どれくらい費用がかかるのでしょうか。

A3 下水道への接続工事にかかる費用は、それぞれの土地や建物の形態によって、金額が大きく異なります。なかには、便座1台の費用が、接続工事代金の大部分を占める場合もあります。

まずは、「大崎市下水道排水設備指定工事店」に見積もりを依頼してください。

Q4 接続工事資金が不安で、「接続を検討しよう」という考えになりません。

A4 下水道への接続をしやすいするために、水洗トイレ改造資金の融資をあっせんし、利子の補給を行う事業を行っていますので、どうぞご利用ください。

詳しくは、下水道課または「大崎市下水道排水設備指定工事店」までお問い合わせください。

Q5 下水道使用料金について教えてください。

A5 下水道使用料金は、各家庭などから排出された汚水量に応じて計算されます。汚水量の認定は、上水道の使用量が基本となりますので、水道料金とあわせてお支払いいただきます。

Q6 下水道に接続したいのですが、どうすればよいのでしょうか。

A6 下水道の接続工事ができるのは、排水設備工事責任技術者を雇用する「大崎市下水道排水設備指定工事店」に限られます。また、下水道の接続工事をする前には、下水道課への届出などの手続きが必要です。

「大崎市下水道排水設備指定工事店」では、下水道課への届出などの手続きも代行しますので、まずはご相談ください。